

寒河江市イメージキャラクター チェリン キャラクター使用マニュアル



寒河江市観光キャンペーン推進協議会



寒河江市イメージキャラクターチェリンのイラスト及び写真の使用にあたっては、寒河江市イメージキャラクター使用取扱要綱に則って正しく使用してください。

もくじ

1. 使用申請手続きについて

- ①使用手続きの流れ
- ②使用承諾できない場合
- ③留意事項
- ④Q&A

2. デザインについて

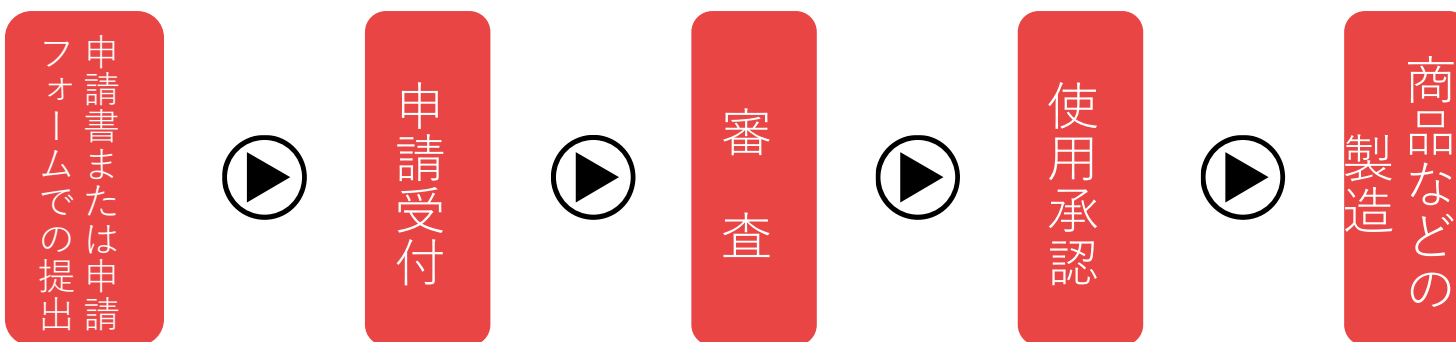
- ①色の指定
- ②基本デザイン
- ③デザイン利用の禁止事項
- ④宣材写真
- ⑤キャラクター使用の際の注意事項



1. 使用申請手続きについて

① 使用手続きの流れ

必ず事前に使用申請を行い、その承認を受けてください。（個人利用を除く）



申請フォーム

(https://s-kantan.jp/city-sagae-yamagata-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4432&accessFrom=offerList)

※申請処理に要する期間は、申請内容により、約1週間～10日程度かかります。また、デザインや申請内容に修正が必要な場合は、追加で期間を要する場合がございますのでご了承ください。

① 申請に必要な書類と提出先

- ・ 寒河江市イメージキャラクター使用承諾申請書（記入例は次のページ☆）
- ・ 図案・原稿等デザインの分かるもの

寒河江市イメージキャラクター使用取扱要綱や申請様式は、
寒河江市のホームページよりダウンロードできます。

(<https://www.city.sagae.yamagata.jp/sagae/imagecharacter/cherringazoriyo.html>)

提出先

〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目9-45

寒河江市さくらんぼ観光課 観光振興係

TEL：0237-85-1682／FAX：0237-86-7100

MAIL：johokanko@city.sagae.yamagata.jp



使用申請書の記入例

- + 申請書は市ホームページよりダウンロードできます。
- + 記入例を参考に、赤字部分を記入してください。
- + デザインが分かる図案・原稿等を添付してください。
- + ご不明な点がある場合はお気軽にお問い合わせください。

様式第1号（第3条関係）

令和 2年 4月 1日

寒河江市長 佐藤 洋樹 様

届出者 住所：山形県寒河江市さくらんぼ1丁目2020
氏名： 寒河江 太郎
電話番号：1234-56-7891

寒河江市イメージキャラクター使用承諾申請書

次のとおり寒河江市イメージキャラクターを使用したいので、届け出ます。
なお、使用に際しては、寒河江市イメージキャラクター使用取扱要綱の規定を遵守します。

- 1 使用目的
看板の作製・設置。
- 2 使用方法
さくらんぼ狩りの看板に寒河江市イメージキャラクターチェリンをプリントして使用する。
- 3 使用時期
令和2年6月1日～令和2年7月15日

※キャラクターを使用する図案、原稿等を添付してください。

使用申請の際に添付する デザインが分かる図案や原案について

チェリンのイラストや写真をどのように使用するかが具体的に分かるものを提出してください。

(例) 仕様書、企画書、見本品の写真、デザイン案など

完成品の提出について

チェリンを使用した商品等が完成したら、速やかに提出してください。
ただし、完成品の提出が困難である場合は、その形状が分かる写真の提出でも可能です。

②使用承諾できない場合

- + 市及びキャラクターのイメージを損なう、または損なうおそれのある場合
- + 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用する、または使用するおそれのある場合
- + 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援する、または公認しているような誤解を与える、又は与える恐れのある場合
- + 法令若しくは公序良俗に反する、または反するおそれのある場合
- + 個人利用を除き、使用承諾を受けないで使用する場合
- + 以上のほか、キャラクターの使用が著しく不適當と認められる場合

③留意事項

- +承認された目的及び用途に限りキャラクターを使用し、市長が指示する条件に従うこと。
- +使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、市は損害賠償その他の法律上の責任を一切負いません。
- +キャラクター使用の承諾によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡又は継承しないこと。
- +商標登録、意匠登録、その他著作物に関する自己の利益の登録をしないこと。

④Q&A

Q1 キャラクターの使用料はかかりますか。

A1 使用料は無料です。

Q2 個人がキャラクターを使用する場合、使用申請は必要ですか。

A2 個人利用の場合は、申請手続きは不要です。

Q3 一度承認をもらえればずっと使用できますか。

A3 申請書に記載の使用期間内での使用となります。また、その上限は承諾を受けた日から2年間です。

使用期間内にデザインや使用期間を変更する場合は、変更申請が必要です。

Q4

以前承認を受けたデザインをもう一度使いたいのですが、申請手続きは必要ですか。

A4

使用期間を経過しているものを再度使用する場合は、改めて申請手続きを行ってください。

Q5

学校での授業の教材にキャラクターを使用することはできますか。

A5

外部に公開したり、一般の方がご覧になる場合は申請が必要ですが、内部のみで使用する場合は申請せずに使用していただけます。

Q6

イベントのポスターの制作のほかに、当日のパンフレットの制作もしたいのですが、まとめて申請できますか。








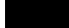
A6

使用目的や使用期間が同じ場合は、まとめて申請していただけます。異なる場合はそれぞれで申請してください。

2. デザインについて

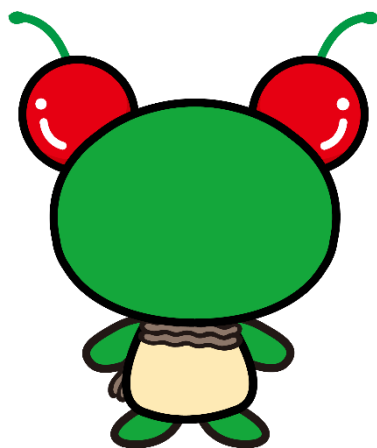
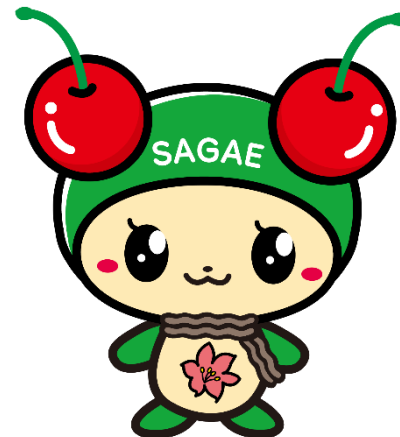
①色の指定：カラーで使用する場合は、指定色を遵守してください。



	DIC9 M10 Y35
	DIC638 C80 Y100
	DIC117 M100 Y100
	DIC234 M100 Y100 K17
	DIC87 M10 Y35
	DIC51 M10 Y35
	DIC543 C30 M38 Y40 K37
	K100

※単色やラインのみで使用する場合は指定のイラストデータを使用してください。

②基本デザイン



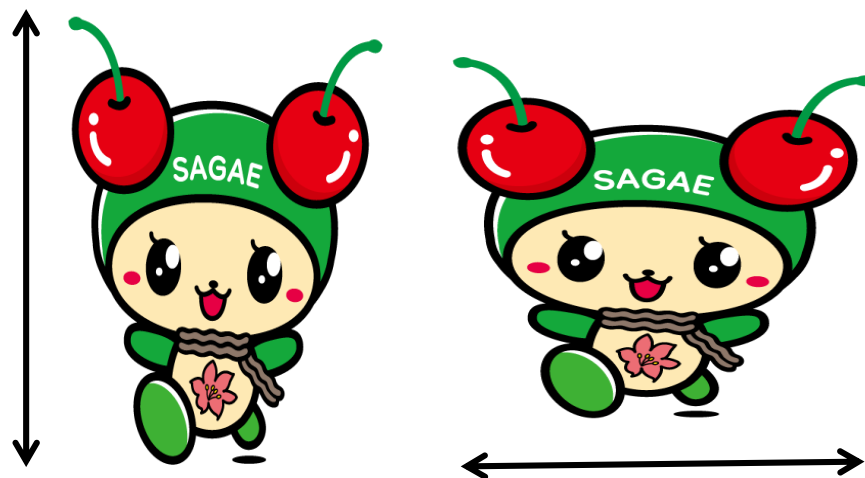
③デザイン利用の禁止事項

✕色を変える



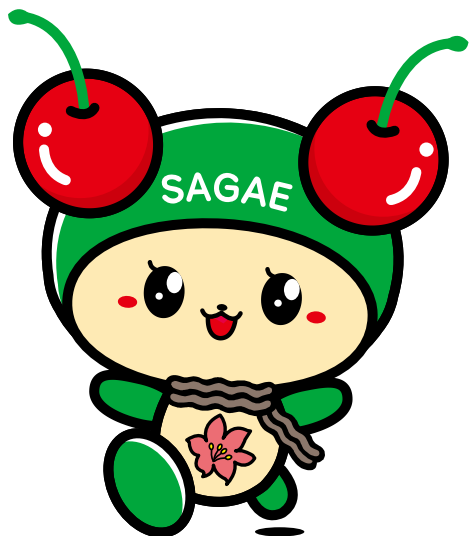
指定色以外の色は使用しないでください。

✕変形・比率を変える



縦横の比率は変更しないでください。

✕ バランスを変える



スタイルや表情を変えないでください。

✕ カラーのチェリンを白黒印刷する



単色で使用する場合は、
指定のイラストデータをご利用ください。

④ 宣材写真



バストアップ①



バストアップ②



全身①



全身②



全身③



全身④



全身⑤

⑤キャラクター使用の際の注意事項

キャラクターを使用する際には、イラストまたは写真と併せて、「寒河江市イメージキャラクター チェリン」と表記してください。フォント及びフォントサイズについては、特に指定はありません。



寒河江市イメージキャラクター
チェリン